## 開示決定等期間延長通知書

武市フ第 169 号 平成 25 年 11 月 11 日



武雄市長 樋 渡 啓 祐



平成 25 年 10 月 25 日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第 9 条 第 3 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したいので通知します。

	電話番号(直通)0954-23-9121
所 管 課	つながる部フェイスブック・シティ課 情報係
延長の理由	請求のあった公文書についてはその量が多く、期間内での事務処理が困難である。また、今年度実証中の事業であり、開示にあたっての書類精査に時間を要するため。
延長後決定期間	平成 25 年 10 月 28 日から平成 25 年 11 月 25 日まで
条 例 第 9 条 第 1 項の規定 による決定期間	平成 25 年 10 月 28 日から平成 25 年 11 月 11 日まで
公文書の件名	地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証に関する 一切の文書